

2025 年度以前入学者向け

博士（商学）学位申請論文提出要件

博士（商学）学位申請および審査に関する内規 第4条1項四号における学位申請論文提出の要件は、以下の（1）（2）（3）および（4）とする。なお、本要件は博士論文提出のための必要条件であり、博士論文は、指導教員の指導のもと「博士（商学）学位申請論文 審査評価基準」を充足する博士論文完成後に提出するものとする。

（1）論文等

本研究科入学後（科目等履修生を含む）の、一号から四号までの論文等のポイント数の合計が3ポイント以上。

号	論文等の種類	ポイント数
一	本研究科が認める学外のレフェリー付き学術雑誌もしくは学会誌またはそれに相当する学術雑誌等に掲載された論文	3 から 1.5 ポイント
二	第一号に該当しない学外のレフェリー付き学術雑誌もしくは学会誌またはそれに相当する学術雑誌等に掲載された論文	1 ポイント
三	学内のレフェリー付き学術雑誌（『商学研究科紀要』、『産業経営』、『早稲田商学』等）に掲載された論文	1 ポイント
四	その他の学術雑誌（『商経論集』等）に掲載した論文または専門書の1章を担当した分担執筆等。その他、学術雑誌に掲載されたレフェリー付きの研究ノート等。	0.5 ポイント

備考 ①（2）の学会発表と同じ論題を論文等として執筆したものも含めることができる。

②論文等には、既刊のもののほか、すでに投稿してレフェリー結果の通知を受け、掲載が確定しているものも含めることができる。

③学術雑誌に掲載されたレフェリー付きではない研究ノート等は論文等に含まない。

④第一号に定める学術雑誌等に投稿した論文で、2回目以降の査読中のもの（直前の査読において revise and resubmit 相当以上の評価がなされている場合を指し、reject を含む評価がなされた場合を含まない）については、掲載された場合の半分のポイント数とする。

⑤共同執筆の場合は、各号のポイント数を執筆者数で除したもので換算する。

⑥第一号における学術雑誌・学会誌は、以下のジャーナル・ランキングにランクインした学術雑誌等とする。

1) ABS Journal Ranking (<https://journalranking.org/>)

2) Scimago Journal & Country Rank(<https://www.scimagojr.com/>)

3) Scopus Cite Score (<https://www.scopus.com/sources>)

4) Journal Citation Reports（早稲田大学中央図書館サイトより、学外アクセスログインのうえ、利用可能）(https://www.waseda.jp/library/search_find/off-campus-access/)

※原則は博士学位申請時のランキングを根拠とするが、本研究科入学後のその他のタイミングのランキングを根拠とする場合は、学生本人が保管・記録し、学位申請時に合わせて提出する。

※ポイント数詳細は別表参照（商学研究科事務所に問い合わせること）。

⑦第一号および第二号の論文については、共同執筆の場合でも上記⑤を適用せず、執筆者間で合意した、貢献度に基づく分担比率に応じたポイント数を申請することができる。その場合、以下の項目をすべて満たす必要がある。

1) 分担比率について、共著者から書面により同意を得ること。

2) 上記同意書には、当該論文題目、掲載誌名、およびすべての執筆者名とそれぞれの分担比率が記載されていること。

⑧第四号について、専門書の1章分以上を担当した場合は、当該章数分に対してポイント数を乗ずることができる。ただし、第四号のその他の学術雑誌のポイント数と合わせて1ポイントを超えることはできない。

(2) 学会発表

本研究科入学後（科目等履修生を含む）の、一号の学会発表のポイント数の合計が1ポイント以上。

号	学会発表	ポイント数
一	原則として全国年次大会レベルの学会発表	1ポイント

備考 ①共同発表の場合は、上のポイント数を発表者数で除したもので換算する。

(3) 統計に関する知識

2026年4月1日から施行する附則の通りとする。

(4) 研究倫理に関する知識

研究科が定める研究倫理に関する講義または講義ビデオを受講し、理解していること。

備考 原則として、商学研究科博士後期課程入学後1セメスター終了時まで受講を完了していること。

附則

(施行期日)

- この内規は、2025年4月1日から施行する。但し、(1)については2025年4月入学者より適用し、2024年9月以前の入学者については、経過措置として、2018年7月4日施行の提出要件もしくは2022年4月1日施行の提出要件または本提出要件のいずれかを選択できることとする。

(施行期日)

- この内規は、2026年4月1日から施行する。但し、2016年度入学者より適用している(3)については、2028年3月31日までに博士論文を提出する者に適用する。

(3) 統計に関する知識

次の各号のいずれかに該当する者

号	
一	商学研究科(商学専攻)設置科目「統計基礎」または商学研究科(ビジネス専攻)／経営管理研究科設置科目「企業データ分析」または「Business Data Analysis」において合格していること
二	研究科が定める学外の試験において、合格していること※

※「研究科が定める学外の試験」について、「一般財団法人 統計質保証推進協会実施「統計検定2級」とする。

※2028年3月31日までに博士論文を提出する場合、(3) 統計に関する知識が提出の要件として適用されるため、科目もしくは外部試験の合格が必要である。2028年4月1日以降に博士論文を提出する場合、(3) 統計に関する知識が提出の要件として適用されないため、科目および外部試験の合格は不要である。

【2024年9月以前の入学者】

2025年4月1日より、(1) 論文等一号のポイント数が決定される本研究科に置いて合意された学術雑誌リストが廃止されましたが、経過措置として、2022年～2024年度の学術雑誌リストに基づくポイント数を選択することもできます。

(1) 論文等

本研究科入学後（科目等履修生を含む）の、一号から四号までの論文等のポイント数の合計が3ポイント以上。

号	論文等の種類	ポイント数
一	本研究科が認める学外のレフェリー付き学術雑誌または学会誌もしくはそれに相当する学術雑誌に掲載した論文	3から 1.5ポイント
二	第一号に該当しない学外のレフェリー付き学術雑誌または学会誌もしくはそれに相当する学術雑誌等に掲載した論文	1ポイント

三	学内のレフェリー付き学術雑誌（『商学研究科紀要』、『Waseda Business & Economic Studies』、『産業経営』、『早稲田商学』等）に掲載した論文	1ポイント
四	その他の学術雑誌（『商経論集』等）に掲載した論文または専門書の1章を担当した分担執筆等。もしくは、学術誌に掲載されたレフェリー付きの研究ノート等。	0.5ポイント

- 備考 ①（2）の学会発表と同じ論題を論文等として執筆したものも含めることができる。
- ②論文等には、既刊のもののほか、すでに投稿してレフェリー結果の通知を受け、掲載が確定しているものも含めることができる。
- ③共同執筆の場合は、各号のポイント数を執筆者数で除したもので換算する。
- ④第一号における学術雑誌は、別途、本研究科において合意された学術雑誌リストに基づく。なお、ポイント数は、リストにおいて定められる学術雑誌のランクに応じて決定される。
- ⑤第一、第二号の論文については、共同執筆の場合でも上記③を適用せず、執筆者間で合意した、貢献度に基づく分担比率に応じたポイント数を申請することができる。その場合、以下の項目をすべて満たす必要がある。
- 1) 分担比率について、共著者から書面により同意を得ること。
 - 2) 上記同意書には、当該論文題目、掲載誌名、およびすべての執筆者名とそれぞれの分担比率が記載されていること。
- ⑥第四号について、専門書の1章分以上を担当した場合は、当該章数分に対してポイント数を乗ずることができる。ただし、第四号のその他の学術雑誌のポイント数と合わせて1ポイントを超えることはできない。
- ⑦学術誌に掲載されたレフェリー付きではない研究ノート等は論文等を含めない

【2021年9月以前の入学者】

2022年4月1日より、（1）論文等の要件が変更されましたが、経過措置として、2018年7月4日施行の以下提出要件を選択することもできます。

（1）論文等

本研究科入学後（科目等履修生を含む）の、一号から三号までの論文等のポイント数の合計が3ポイント以上。

号	論文等の種類	ポイント数
一	学外のレフェリー付き学術雑誌または学会誌もしくはそれに相当する学術雑誌に掲載した論文	1ポイント
二	学内のレフェリー付き学術雑誌（『商学研究科紀要』、『Waseda Business & Economic Studies』、『産業経営』、『早稲田商学』等）に掲載した論文	1ポイント
三	その他の学術雑誌（『商経論集』等）に掲載した論文または専門書の1章を担当した分担執筆等。もしくは、学術誌に掲載されたレフェリー付きの研究ノート等。	0.5ポイント

- 備考 ①（2）の学会発表と同じ論題を論文等として執筆したものも含めることができる。
- ②論文等には、既刊のもののほか、すでに投稿してレフェリー結果の通知を受け、掲載が確定しているものも含めることができる。
- ③共同執筆の場合は、各号のポイント数を執筆者数で除したもので換算する。
- ④第一号の論文については、共同執筆の場合でも上記③を適用せず、執筆者間で合意した、貢献度に基づく分担比率に応じたポイント数を申請することができる。その場合、以下の項目をすべて満たす必要がある。
- 1) 分担比率について、共著者から書面により同意を得ること。
 - 2) 上記同意書には、当該論文題目、掲載誌名、およびすべての執筆者名とそれぞれの分担比率が記載されていること。
- ⑤第三号について、専門書の1章分以上を担当した場合は、当該章数分に対してポイント数を乗ずることができる。
- ⑥学術誌に掲載されたレフェリー付きではない研究ノート等は論文等を含めない。